

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

649号
2019

滋賀県働き方改革推進協議会の発足について

滋賀における働き方改革 共同宣言 ～滋賀における働き方改革の推進に向けて～

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎える中、我が国経済社会が活力を維持し、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的とする、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月6日に公布されました。

少子高齢化の進展に伴い、滋賀県内でも人手不足が顕在化し、多くの企業が人材確保に苦慮している状況です。また、「働き方改革」は、これまでの労働慣行等を見直す必要があり、多くの中小企業・小規模事業者等にとって取組が難しい問題です。

滋賀県働き方改革推進協議会の各構成機関、各団体は、一致協力して、県内各企業の魅力を高め、生産性を向上させるため、中小企業・小規模事業者に対する支援等を中心とする、滋賀県域の実情に即した働き方改革を推進し、働きやすい滋賀の実現を目指します。

第1回滋賀県働き方改革推進協議会では、働き方改革関連法及び働き方改革関連の中小企業・小規模事業者支援策について説明するとともに、労使団体の会長及び滋賀県副知事から働き方改革の現状や課題、要望等について発言をいただき、「滋賀における働き方改革 共同宣言」を採択しました。

今後、下部組織として設置することとした「滋賀県働き方改革推進会議」において、連携して取り組む具体的な対策等について協議する予定としています。



平成30年12月26日に、以下の構成団体による第1回滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました。

構成団体

- 日本労働組合総連合会滋賀県連合会
- 滋賀県商工会議所連合会
- 滋賀県商工会連合会
- 滋賀県中小企業団体中央会
- 滋賀経済産業協会
- 滋賀県
- 滋賀労働局



目次

- P2 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます受動喫煙をゼロにしましょう！
- P3 京都文教大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結WORKしが
- P4 第17回滋賀県障害者技能競技大会優秀者を表彰
- P5 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請職場の人が「がん」になったら
- P6 人材育成助成金「コースエール認定制度」を活用しませんか
- P7 在職者訓練のご案内基礎的！ITセミナーのご案内
- P8 「協力雇用主」という社会貢献、やってみませんか「出前講座」に登録しませんか
- P9 企業研修で活用できるDVD・ビデオ教材を貸出しています特別な休暇制度の導入に向けて
- P10 労働相談Q&A
- P11 労働委員会だより
- P12 勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集していますシルバー人材センター会員募集

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

働き方改革関連法3つのポイント

① 時間外労働の上限規制が導入

施行 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

② 年次有給休暇の取得義務化

施行 2019年4月1日～

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**付与した日から1年以内に5日、時季を指定**して年次有給休暇を与える必要があります。

③ 不合理な待遇差の禁止

施行 2020年4月1日 ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

【お問合せ先】

大津労働基準監督署 TEL:077-522-6616 〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階

彦根労働基準監督署 TEL:0749-22-0654 〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階

東近江労働基準監督署 TEL:0748-22-0394 〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14

滋賀労働局監督課 TEL:077-522-6649 〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階

受動喫煙をゼロにしましょう!

健康増進法の一部改正により段階的に法律が施行され、2020年4月1日には全ての施設が受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。



滋賀県健康づくり
キャラクター
しがのハグ

- 多数の人が利用する施設、飲食店、事務所等は
原則屋内禁煙!になります。
～喫煙可能な店、喫煙専用室設置については標識が掲示されます～
- **20歳未満の者(従業員を含む)**は喫煙できる飲食店、事務所等に立ち入り禁止になります。
(喫煙専用室も含む)

受動喫煙とは、“他人のたばこの煙を吸わされること”

受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん(1.3倍)、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患(1.2倍)、脳卒中(1.3倍)、乳幼児突然死症候群(4.7倍)があり、日本全体で年間、15,000人が受動喫煙を受けなければこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

()...受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ病気になるリスクが何倍かを示す

受動喫煙による健康被害をなくすために「喫煙をしない人のため」だけでなく、そこで働くすべての従業員の方が安全に安心して働ける環境を守るために、対策の強化が図られます。

喫煙者の方に、ちょっとした配慮をお願いして、受動喫煙のない職場づくりをすすめましょう。

詳しくは厚生労働省HP

受動喫煙防止対策

検索

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

京都文教大学および京都文教短期大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を締結しました。

滋賀県と大学が、相互に連携および協力に努め、大学生等に対し滋賀県内の企業等への就職活動を支援することにより、大学生等のUターン就職を促進し、若者の滋賀県内での定着を図ります。

【連携事項】

- (1) 学生やその保護者に対する滋賀県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 滋賀県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- (4) 学生の地元就職に係る情報交換および実績把握に関すること。
- (5) 滋賀県内の企業等における学生のインターンシップ受け入れの支援に関すること。
- (6) その他学生のUターン就職等の促進に関すること。

【締結式の様子】 平成30年11月26日



(左ふたり目から) 京都文教大学 平岡学長、
滋賀県知事 三日月大造、京都文教短期大学 安本学長

【大学概要】

1. 所在地 (大学および短期大学)
京都府宇治市槇島町千足80番地
2. 京都文教大学
学長 平岡 聡
学生数 1,888人 (うち、本県出身者376人)
3. 京都文教短期大学
学長 安本 義正
学生数 783人 (うち、本県出身者186人)
(平成30年5月1日現在)

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL: 077-528-3759



WORKしが

～2020年3月大学等卒業予定者向け広報解禁！
ぜひ「WORKしが」をご活用ください！～

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

★既に登録済み企業の皆様へ

2020年3月大学等卒業予定者向けに、最新の情報に更新をお願いいたします。

【登録方法】

1. <https://www.workshiga.com/>にアクセス
2. トップページ「企業の皆様へ」をクリック
3. 「企業登録はこちら」をクリック
4. 必要情報を入力・申請
5. ID・パスワードが発行されたら、
詳細な企業情報を更新・申請

登録無料！
600社以上の企業
情報を掲載中！



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係
TEL:077-528-3759 E-mail: fe0008@pref.shiga.lg.jp

第17回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2018) 成績優秀者を表彰

昨年、10月20日(土)、11月17日(土)に開催しました「第17回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2018)」((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部主催、滋賀県共催)の表彰式が1月24日(木)、滋賀県公館にて執り行われ、各部門の成績優秀者に金、銀、銅の各賞、また、初の金賞受賞者で優秀な成績をおさめた4名に滋賀県知事賞が授与されました。

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として毎年開催しています。

今回の第17回大会では総勢99名の選手が「オフィスアシスタント」、「喫茶サービス」、「ビルクリーニング」など13種目で技能を競い合いました。

なお、本大会の結果により今年11月15日(金)から17日(日)に愛知県で開催される「第39回全国アビリンピック」へ出場する選手が選考されます。



▲1月24日(木)表彰式(滋賀県公館)

各賞の受賞者 (◎: 知事表彰を受けられた方)

(敬称略)

競技種目	金賞	銀賞	銅賞
電子機器組立	小山 せなみ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	長谷川 享史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	鈴木 久史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)
ワード・プロセッサ	安井 謙治 (株)滋賀富士通ソフトウェア	—	佐々木 亮二 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良
表計算	富田 眞吾 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	—	—
データベース	—	—	新谷 善彦 古河AS(株) 管理本部情報システム部
製品パッキング	今橋 正一 (◎) (株)クレール	小嶋 美菜代 カルビー・イートテック(株)	佐藤 奈穂美 (株)クレール
ビルクリーニング	西 椎奈 (◎) (学)関西福祉学園 働き教育センター大津	西邑 美咲 (学)関西福祉学園 働き教育センター大津	—
喫茶サービス	—	杉谷 美雪 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	竹田 琴音 (株)クレール
木工	木戸 心愛 (◎) 滋賀県立長浜北星高等養護学校	尾岡 直城 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—
縫製	—	宮崎 里沙 滋賀県立長浜北星高等養護学校	大森 恵太 滋賀県立長浜北星高等養護学校
パソコンデータ入力	小久保 恵理 草津市役所	前田 伊吹樹 (株)クレール	佐藤 将希 (株) SCREENビジネスエキスパート
オフィスアシスタント	小林 美保 (◎) (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	辰野 安侑子 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	秦 知里 (株)クレール

※「ホームページ」、「オフィスアシスタント初級」については、金銀銅の受賞該当者はありません。

※知事賞は、同大会で過去に成績優秀者知事賞を受けたことのない方を対象に授与されます。

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



安心と信頼の50周年

滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
おかげ様で50周年を迎えることができました。

- ・分譲地の開発・販売
- ・建物のプランから建築
- ・不動産の仲介
- ・リフォーム&サポート

滋賀県知事(13)631号

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp> 滋賀住宅生協

定休日/火・水・祝

～常用雇用労働者数 100人を超える事業主の皆様へ～

障害者雇用納付金制度に基づく 申告・申請の時期となりました!!

▶ 障害者雇用納付金申告・調整金申請 ◀

申告申請期間 平成31年4月1日～5月15日

- ※申告申請対象期間：H30年4月1日～H31年3月31日の1年間分
- ※障害者の法定雇用率は、平成30年4月1日から**2.2%**
- ※精神障害者である短時間労働者の算定方法の一部変更

※障害者雇用調整金ついて、申請期間を過ぎての申請には支給できませんのでご注意ください。



【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 大津市光が丘町3-13
TEL：077-537-1214 FAX：077-537-1215
E-mail：shiga-kosyo@jeed.or.jp

職場の人が「がん」になったら

2人に1人は生涯のうちに「がん」にかかるといわれています。そのうち3分の1は就労可能な年齢での発病です。がんは、かつての「不治の病」から「長くつきあう慢性病」に変化しつつあります。労働者が、「がんにかかる」ことや、「治療しながら、職場復帰する」のは身近なことになりました。

職場では、労働者が体調に応じて働きつけられるようご配慮をお願いします。

滋賀県のがん情報は「がん情報しが」で **検索**
「働く人のがん」に取り組む県内企業の取組事例などを掲載しています。

■外部の相談窓口をご利用下さい。

滋賀産業保健総合支援センターは、厚生労働省からの委託を受け、両立支援促進員が労働者、経営者、人事労務担当者からの相談に対応しています。利用は無料です。

【詳細は】「滋賀産業保健総合支援センター」で **検索** し、
ホームページ左側の「治療と職業生活の両立支援」ボタンを **クリック**

【お問合せ先】 滋賀産業保健総合支援センター TEL：077-510-0770

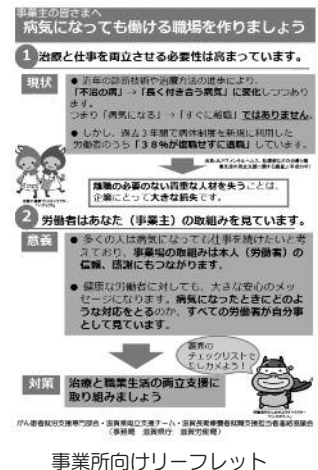
■主治医と情報交換しましょう

会社と主治医間で、職場での業務内容の調整やどのような配慮をしたら良いかなどの情報交換のために「会社と主治医間の情報連絡シート」をご活用ください。

(※労働者に医療機関にて文書料の負担がかかることがあります。)

【入手方法】「会社と主治医間の情報連絡シート」で **検索**

【お問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL：077-528-3655
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758



平成31年度 「働くなら滋賀！人材育成助成金」のご案内

採用後3年以内の従業員の人材育成に取り組む
県内中小企業等に助成金を支給します！



◇助成対象となる人材育成

- ・職場を離れて、外部の研修機関が作成したプログラムや社内の担当部署が考案したメニューを受講し、必要な知識やスキルの習得を図るもの（OFF-JT）。
- ・申請に基づき県が交付決定をした日（2019年4月1日以降になります。）から2020年3月31日までの間に実施および経費の支払いをしたもの。

◇助成対象経費

- ・受講料、教科書代、講師謝金、会場借上費 等

◇支給の上限

- ・1助成事業あたり年度内15万円まで（助成率2／3以内）

◇申請受付期間

- ・2019年3月18日（月）から2020年2月14日（金）まで

◆詳細については、滋賀県労働雇用政策課ホームページおよびWORKしが（<https://www.workshiga.com/>）をご覧ください。

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係
TEL:077-528-3759 E-mail: fe0008@pref.shiga.lg.jp

職務に必要となる様々な
人材育成に活用できます！
（例）新入社員フォロー研修
営業力強化研修
簿記の基礎研修 等



若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を応援します！ ～「ユースエール認定制度」を活用しませんか～

若者の採用・育成に積極的に、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

認定基準をクリアして、ユースエール認定企業として認定されると、以下の支援を受けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。



- ハローワークなどで重点的PRを実施
- 労働局主催の就職面接会 などへの優先的な参加が可能
- この他、自社の広告などへの認定マークの使用、若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算、日本政策金融公庫の低利融資、公共調達における加点評価



<認定マーク>

認定基準など、詳しくは「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください！

若者雇用促進総合サイト

検索



【お問合せ先】 滋賀労働局 職業安定部職業安定課
〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階 TEL：077-526-8609

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（低電圧電気取扱いの基礎知識、第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（スプレー塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース

機械関係

（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計ツールを活用した製品設計技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、切削加工の理論と実際、旋盤加工技術、鉄鋼材料の熱処理技術など）

電気・電子関係

（電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

建築関係

（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	0748-31-2252
URL	ホームページは「テクノカレッジ米原」または「テクノカレッジ草津」で検索してください。		ポリティクセンター滋賀ホームページ「2019年度能力開発セミナー」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大ホームページ「2019年度能力開発セミナー」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html

社員教育ご担当者様へ、基礎的ITセミナーのご案内

基礎的ITセミナーはIT技術理解、IT活用、情報セキュリティなどに関する知識・技能を習得する職業訓練です。地域のニーズを踏まえ訓練コースを設定し、専門的知見を有する民間教育訓練機関等に委託して実施します。また、個別企業の課題に合わせてカリキュラムをカスタマイズし、自社会議室で実施することもできます。※個人での受講はできません（企業からの指示による申込みに限ります）

- 訓練実施場所
企業の自社会議室
民間教育訓練機関のPC教室 など
- 訓練時間数
3時間～18時間 ※訓練内容により変動
- 受講料（1人あたり税別）
2,000円～5,000円 ※訓練内容や訓練時間により変動
- 主な訓練分野・コース

- 【IT理解】 新技術動向、業務のIT化、ネットワーク等に関するコース
・ムダを発見するための業務とデータの流の見える化 など
- 【ITスキル・活用】 表計算、データベース、ホームページ等に関するコース
・業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用 ・効率よく分析するためのデータ集計
・集客につなげるホームページ設計のポイント など
- 【IT倫理】 コンプライアンス、情報セキュリティに関するコース
・ネット炎上とSNSの危険性 ・社内ネットワークの情報セキュリティ対策 など

訓練分類ごとの3つの目的

IT理解

世の中にどのようなITがあり、どのような機能・仕組みを有し、どのような場面で活用されているかについて理解します。

ITスキル・活用

企業・業務の課題解決に有用なITを選定し、そのITを操作して目的にかなう情報を取得・分析・表現し、課題解決につなげるスキルを習得します。

IT倫理

ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得します。

コース内容、申込方法等は下記ホームページをご参照ください。
http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

ポリテク滋賀 生産性

検索

【お問合せ先】

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター 〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13
E-mail: shiga-seisan@jeed.or.jp TEL: 077-537-1176 FAX: 077-537-1215

『協力雇用主』という社会貢献、やってみませんか。

◆協力雇用主とは・・・？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

◆協力事業主の現状

現在、全国に約20,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に刑務所出所者等を雇用して下さっている事業主は、そのうち約900にとどまっています。

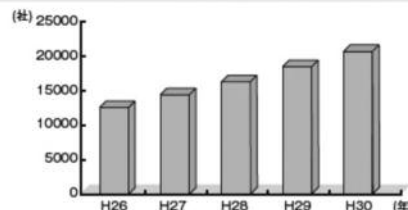
また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の7割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと考えています。

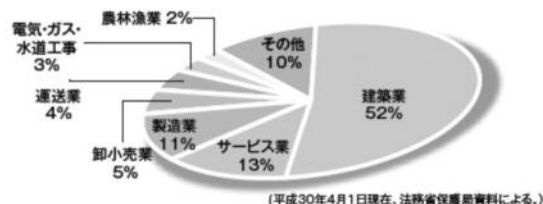
【お問合せ先】

- 大津保護観察所 TEL：077-524-6683（協力雇用主の登録手続きおよび雇用に関すること）
- 滋賀県更生保護事業協会 TEL：077-524-9362（協力雇用主への支援に関すること）
- 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 企画調整係 TEL：077-528-3512（再犯防止施策に関すること）
- 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 就業支援係 TEL：077-528-3758（雇用施策に関すること）

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています！



▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています！

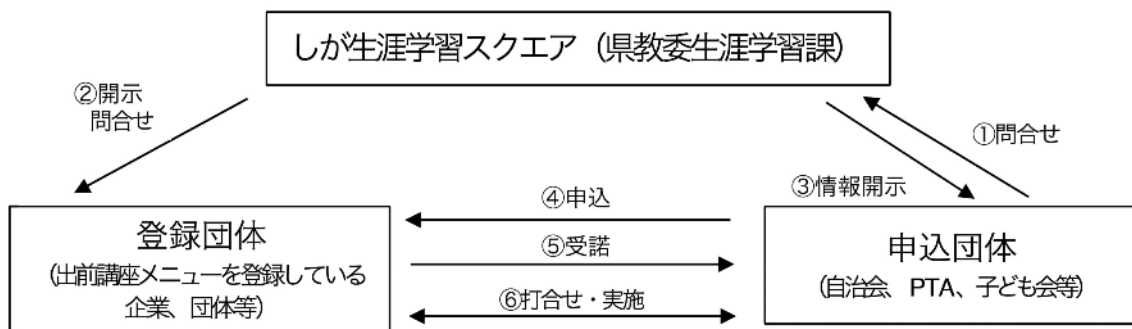


(法務省 厚生労働省 発行パンフレットから抜粋)

『出前講座』に登録しませんか？

企業や団体に出前講座メニューを登録いただき、県内の自治会や公民館、PTA等からの要請に基づき、登録いただいた講座を提供していただく取り組みです。

平成31年1月1日現在、120の講座をご登録いただいています。



講座の内容は、環境・科学から健康、地域づくりなど多岐にわたっています。企業・団体のみなさまがご持ちの技能・ノウハウを、出前講座として生涯学習社会の推進に生かしませんか？

登録の方法、要件などは滋賀県学習情報提供システム「におねっと」【出前講座メニュー一覧】をご確認ください。

【お問合せ先】

- 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
- TEL：077-528-4652 FAX：077-528-4962 E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp

企業研修で活用できる **貸出無料** DVD・ビデオ教材を貸出しています！

滋賀県学習情報提供システム **におねっと**



◆視聴覚教材の貸出◆

<http://www.nionet.jp/nionet/audio.php>
【ビデオ・DVDで学びたい】のページでは、家庭教育、人権教育、成人教育、交通安全・防災防犯など、「しが生涯学習スクエア」で保有している約2,180本の視聴覚教材の検索と貸出予約をいただけます。貸出は無料です。

〈視聴覚教材の種類〉DVD、VHSなど
〈貸出本数〉1回3本以内
〈貸出期間〉原則1週間以内
※貸出は、県内の方に限ります。

「しが生涯学習スクエア」で貸出・返却できます。
郵送での貸出も可能です。送料は有料です。

▲「におねっと」トップページ

【お問合せ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL：077-528-4652 FAX：077-528-4962 E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp

特別な休暇制度の導入に向けて

特別な休暇制度（特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度）とは、休暇の目的や取得形態を労使による話し合いにおいて任意で設定できる法定外休暇を指します。

特別な休暇制度は、法定の内容を上回る休暇のため、義務ではありません。しかし、年次有給休暇に加え、働く方の個々の事情に対応した特別な休暇制度の導入を検討することは、従業員の健康の保持・増進や仕事と生活の調和、モチベーションの向上のためにも有効です。



【お問合せ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階 TEL：077-523-1190

『退職の過剰な慰留について』

転職は人生の転機であり、大きな決断の一つです。しかし、退職を決意し、会社に申し出ても、優秀な人材を手放したくない、人手が足りない等の理由により退職したくても退職させてもらえないというケースがあります。今回は、そういった退職の過剰な慰留について質問にお答えします。

Q 質問

就業規則などの社内規定に、「退職の通知は退職日の●か月前までに行うこと」というような規則が定められている場合、すぐには辞めることができないのでしょうか。

A 回答

民法第627条第1項では、無期契約の労働者の場合は労働契約の解約の申し入れ後、2週間で解約できることになっていますので、仮に社内規定に反していても、法律的に問題のない期間であれば退職することが可能です。しかし、引継ぎ期間等を確保できるよう、社内規定に定められた期間にしたがって直属の上司に申し出て退職交渉し、引継ぎを含めた退職手続きを行うほうがよいでしょう。

会社が社内規定に長期の定めをすることは可能ですが、不当に労働者を拘束する意図を持つような社内規定は公序良俗に反するとして無効となる場合があります。

なお、有期契約の労働者の場合は、契約の期間中は退職できないのが原則ですが、民法第628条では、やむを得ない事由があるときは、直ちに契約を解除できるとなっています。また、「●か月前に申し出ることによって退職できる」と特約が定められている場合は、それに沿って退職することができます。

Q 質問

上司に退職届を渡そうとしても、退職届を受理してもらえません。

A 回答

退職の意思表示は法的には口頭でも効力を認められますので、会社に退職届を受け取ってもらえなくても退職することは可能です。会社が受理の意思を表示しないときは、退職届を内容証明郵便で会社へ送ることにより、退職の通知を行う方法もあります。その場合、内容証明郵便が受理された日以降、所定の期間後に退職することができます。

退職の基本的なルールを理解して、きちんと退職の通知を行えば、一定期間の後に退職することができます。それでも退職できず困っている方は、一人で悩まずに公的機関の窓口にご相談してみてください。

滋賀県労働相談所

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

電話番号 **077-511-1402**

0120-967164

（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

※平日夜間（17時～20時）、土曜・日曜・祝日の相談は平成31年3月末で終了します。

～お急ぎの場合は「労働条件相談ほっとライン」（厚生労働省委託事業）をご利用ください。～
フリーダイヤル 0120-811-610（はい！ろうどう）

相談対応時間： 月～金（祝日を含む）17時～22時

土・日 9時～21時

年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

不当労働行為事件の概要について

不当労働行為事件とは

労働組合法第7条では、労働組合や労働者に対する使用者による不当労働行為を禁止しています。労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為をしたと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。申立てを受けると、労働委員会は審査を行い、使用者の行為が不当労働行為にあたるか判断した場合、これを是正するよう使用者に救済命令を発します。また、和解を勧める場合もあります。

【不当労働行為の具体例】

- ・組合活動を理由に不利な取扱い（解雇や賃金カット等）を受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

【不当労働行為事件審査の事例】

事件の審査がどのように進められるのかを、平成29年に当委員会が命令を発した実際の事例を交えてご紹介します。

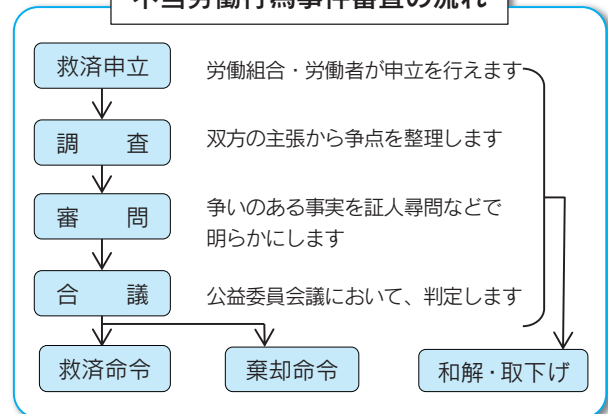
A社が就業規則について、労働者にとって不利益になるような変更を提案したので、X労働組合とA社は団体交渉を実施しました。ところが、団体交渉ではA社から十分な説明が行われず、誠実に協議を尽くさないまま、A社は一方的に制度変更を行ってしまいました。

そこでX労働組合は、誠実な交渉が行われなかったこと等について第7条第2号（不誠実団交）、組合の影響力を否定しようとするA社の意思に基づいて、就業規則の変更が強行されたこと等について同条第3号（支配介入）の不当労働行為にあたるとして、救済申立てを行いました。

申立てを受けた当委員会は、まず、調査を開始しました。調査とは、労使双方の主張を整理して争点を明らかにし、その後の審問が円滑に行われるよう準備する手続です。5回の調査を経て審査計画を策定し、次に審問を開始しました。審問とは、証人尋問等により証拠を取り調べて、不当労働行為に当たるかどうかの判断や救済する方法を決定するための、基礎となる事実を明らかにする手続です。審問では、労使それぞれが自らの主張を裏付けるため、陳述や立証を行います。

2回の審問を経て十分な資料が得られたので、労働委員会は公益委員の合議を経て命令を出しました。今回の事例では、A社が団体交渉で不誠実な態度をとったこと、組合との合意を待たず一方的に就業規則変更を実施したことは不当労働行為に該当するとして、誠実な団体交渉を行うことと、誠実な団体交渉で結論を得るまでの間、組合員に対し制度の適用をなかったものとして扱うことを命じる救済命令を出しました。なお、この事件は、使用者側がこの命令を不服として中央労働委員会へ再審査の申立てを行いましたでしたが、最終的に和解により終結しました。

不当労働行為事件審査の流れ



「月例労働相談」をご利用下さい。

- ★毎月第4金曜日に、「月例労働相談」を開催しています。経験豊かな当委員会委員が3名体制（弁護士・大学教員等の公益委員、組合役員等の労働者委員、会社経営者等の使用者委員から各1名）で労使関係のトラブルに関するご相談にお答えします。
- ★相談は無料で、秘密は厳守されます。
- ★事前予約が必要です。電話にてお申込み下さい。
- ★詳しい日程については、ホームページをご覧ください。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL : 077-528-4472

URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp//roi/>

社員の福利厚生を充実しませんか 勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集しています！ 滋賀県勤労者互助会連合会

県内にある10地域の勤労者互助会・サービスセンターでは、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図るため、各種事業を展開しています。事業主と勤労者が共同加入する団体ですので、個々の企業では実施が難しいサービスの提供を受けることができます。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

主な事業内容

- ・保険金支払事業／共済金給付事業 お祝い金・弔慰金、病気・災害等の見舞金など
- ・貸付事業 生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資の斡旋
- ・福利厚生事業 文化体育活動／健康促進事業／各種チケット取扱／各種イベント（講演会・観劇会・ウォーキング大会・趣味と健康維持のための各種講座の実施）など

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧ください、お電話でお問い合わせください。

名称	電話番号	対象地域
(一財) 大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
(一社) 草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
(一財) 守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市・野洲市
湖北地域勤労者互助会	0749-50-7327	長浜市・米原市
(一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市・竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市・日野町
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
甲賀広域勤労者互助会	0748-63-1809	甲賀市・湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市



シルバー人材センター会員募集中

◆3月末退職予定の皆さん
シルバー会員になって地域デビューしませんか。

◆シルバー人材センターでは、
働く意欲のある60歳以上の方を募集しています。
遺跡発掘調査補助業務など
活動等については、当連合又はあなたの街の
シルバー人材センターのホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL : 077-528-3751 FAX:077-528-4873
URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/>
E-mail : fe00@pref.shiga.lg.jp